

【資料1】

令和6年度 大阪市 NPO・市民活動 企画助成事業 実施要項

1 趣旨

本事業は、市民の生涯学習活動を推進するため、生涯学習を通じて現代的・社会的課題に取り組む市民グループや NPO などを対象に地域課題解決の学習プログラムの企画を公募し、外部有識者会議を経て選考し大阪市教育委員会の承認を得て決定した団体に対して大阪市立総合生涯学習センター（指定管理者：大阪教育文化振興財団・SPS 共同事業体 代表構成員 一般財団法人大阪教育文化振興財団）（以下「総合生涯学習センター」という。）が助成するものである。

また、事業運営にあたっては、実施団体相互のネットワークづくりに留意し、広く事業効果が得られるよう進めることとする。事業成果は、区や地域（教育コミュニティ）で活用できるプログラムとして取りまとめるとともに、プログラムの活用促進をめざす。

2 内容

学びのきっかけづくりや市民による学びの場づくりを支援するねらいのもと、大阪市内を活動拠点にする市民グループや NPO などによる学習プログラムの企画の実施について支援を行う。市民による生涯学習の取り組みが広がることをめざし、次のような視点での企画を募集する。

- (1) 地域の課題に即したテーマ設定や、参加者のニーズに応じて工夫した学習プログラムの企画
- (2) 事業の成果が事業終了後も参加者により継続的に取り組まれていく内容のものであるなど、その成果が市民に広く還元される学習プログラムの企画
- (3) 参加対象を市民に広く呼びかける学習プログラムの企画

3 募集および委託手続き

総合生涯学習センターにおいて、募集要項を作成し、事業企画の募集について広報を行う。

なお、応募受付期間は令和5年12月1日から令和6年2月7日までとする。また、事業内容の適切な理解のため、個別相談窓口を開設（※1）し、随時相談に応じる。

応募のあった学習企画については、外部有識者会議を経て選考し大阪市教育委員会の承認を得て決定する。

実施団体については、事業実施説明会（※2）を開催した後、総合生涯学習センターとの委託契約を締結する。

4 募集コース

- ・A コース まちづくり・市民学習応援コース
- ・B コース 子育て・家庭教育応援コース

5 募集事業数

A コース、B コース 2 コース合わせて 8 事業程度（1 団体につき 1 事業に限る）

同一団体への助成回数の制限は設定しないが、応募内容についてはテーマ設定・企画内容に新たな要素や工夫が加味されているかを選考基準にする。

6 対象となる団体

以下の全ての要件を満たす団体からの企画を募集する。

- (1) 大阪市内を中心に活動する市民グループ・NPO 等で、5 人以上で構成された団体であること

- (2) 原則として構成員の過半数が大阪市在住・在勤・在学者であること
- (3) 応募しようとする事業が、大阪市の他の助成を受けていないこと
- (4) 政治活動、宗教活動、もしくは営利活動を行う団体でないこと

7 委託期間

委託を受けた日から令和7年3月31日までとする。ただし、事業実施期間は令和6年7月1日から令和7年1月31日までとする。

8 支援の内容

事業の実施にあたって、総合生涯学習センターは次のとおり支援を行う。

(1) 実施経費の助成

- ・助成額は対象経費の総額の75%以内で上限20万円までとする。
- ・助成の対象となる経費は、以下の通り。
 - ①謝礼（講師謝礼、保育謝礼、通訳謝礼など）
 - ②消耗品や印刷費（チラシ・ポスターの用紙代や印刷費など）
 - ③郵送料など
 - ④使用料（会場使用料、機器・教材使用料など）

ただし、以下のものについては対象外とする。

- ・企画にあたっての打ち合わせや事務のための経費
- ・団体構成員の人件費（講師謝礼を含む）
- ・教材費や材料代など

※参加者からは、教材費などの実費や、必要最低限の受講料・参加費を集めることができる。

※活動が申請内容と異なる場合や審査結果についての附帯意見の通りに事業を実施することができない場合、総合生涯学習センターが適切と認められない経費支出があった場合は、経費の返還を求めることができる。

(2) 広報の協力

- ・総合生涯学習センターおよび市民学習センター、その他大阪市立の社会教育施設への広報物（チラシなど）設置の協力
- ・生涯学習情報誌「いちよう並木」、生涯学習情報提供システム「いちようネット」への参加者募集記事の掲載

(3) 会場の確保

- ・総合生涯学習センターおよび市民学習センターでの事業実施の際は、貸室の優先予約

(4) その他

- ・「事業実施説明会」、「中間交流会」、「実施報告会」を実施団体の交流を兼ねて開催

9 委託費の支出方法

1 事業あたり対象経費の総額の75%以内で20万円を上限とし、事業に要する経費（講師謝礼、消耗品、印刷費、郵送料、会場等使用料）を委託料として支出する。

実施団体から経費支出計画および請求書を受領後、委託料を指定口座に振り込む。

10 事業報告書等の提出

実施団体は、全ての事業終了後 2 週間以内に、必要書類を添付の上、事業実施・精算報告書および実施報告書作成用原稿を提出する。

なお、実施報告書は、本事業において団体が実施したプログラムが区や地域（教育コミュニティ）にて活用されることを目的とした冊子であり、総合生涯学習センターが取りまとめて作成し、関係機関に配布する。

11 その他

総合生涯学習センターは、本事業の実施の趣旨に反すると認められる実施団体に対して、必要な是正措置を求める。また、必要に応じて、委託事業の実施状況および経理状況について、報告を求めることや実態調査を行うことができる。

※1 個別相談窓口 （日時）令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 6 年 1 月 31 日（水）10:00～17:00
（場所）総合生涯学習センター

※2 事業実施説明会 （日時）令和 6 年 4 月 13 日（土）10:00～12:00
（場所）総合生涯学習センター 第 1 研修室